光市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書

1　目的

広告付き窓口番号案内システム（以下「システム」という。）を更新設置することで、来庁者の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、広告用モニターを設置することで広告及び行政情報を放映し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化、自主財源の確保等を図ることを目的とする。

2　事業期間

契約締結日から５年間

3　事業内容

（１）　システム及び広告モニターの設置
（２）　機器等の保守運営及び維持管理並びに事業期間終了後の撤去及び原状回復
（３）　民間企業等の広告主の募集並びに広告モニターに表示する広告の作成及び放映
（４）　その他本事業の実施に関し必要と認める業務

4　設置場所

光市役所市民部市民課窓口サービス係

5　システム等の仕様

（１）　構成

ア　発券機	１台
イ　呼出操作機	９台
ウ　受付番号表示機	５台
エ　広告モニター	１台
オ　受付番号案内表示モニター	１台
カ　可搬式の小型発券機及び受付番号表示機	１台

キ　その他

（２）　機能

ア　発券機

（ア）　来庁者の手続き内容に応じて番号札を発行することができること。
（イ）　６以上の業務に対応できること。
（ウ）　設置後でも、必要に応じ、容易に表示内容を変更できること。

イ　呼出操作機

（ア）　ボタン式又はタブレット端末で操作性に優れたものであること。

（イ） 職員の操作により、番号表示及び音声案内を行うことができるものであること。

ウ　受付番号表示機

（ア） 番号表示が明瞭で視認性に優れたものであること。

（イ） 待ち時間の状況が職員に分かるよう表示すること。

（ウ） 左右に矢印を表示することができ、2窓口で併用できるものであること。

（エ） 呼出操作機より呼出した番号を表示又は取消しができること。

エ　広告モニター

（ア） 大きさ４２インチ程度とし、設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

（イ） 機器の設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

（ウ） タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。

（エ） リモコン等の操作による音量調整及びタイマー設定等が可能であること。

オ　受付番号案内表示モニター

（ア） 大きさは４２インチ程度とし、設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

（イ） 業務内容ごとの待ち人数を表示することができること。

（ウ） 呼出操作機より呼出した番号を表示又は取消しができること。

（エ） 呼出をしたが不在だった来庁者の番号が表示されること。

（オ） 証明書の発行など申請の受付と証明書の交付で 2 回呼び出す場合、それぞれの最終呼出番号が表示されること。

カ　可搬式の小型発券機及び受付番号表示機

（ア） 持ち運びが容易であること。

（イ） 設置が容易にでき、環境を問わず使用ができること。

キ　窓口状況配信機能

（ア）窓口の待ち人数、受付番号、待ち時間等の窓口状況を、利用者がスマートフォン、携帯電話又はパソコンから確認できること。

（イ）受付番号の呼出状況等を、利用者がスマートフォン、携帯電話又はパソコンから確認できること。

ク　その他

（ア） 設置機器及び台数については一例であり、独自の提案や運用方法がある場合は、企画提案書に示すこと。

（イ） 待ち時間及び処理時間等の集計データを日報及び月報単位で出力ができること。

（３） 稼働時間

光市の休日に関する条例（平成１６年光市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除いた日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

ただし、開庁日及び業務時間の変更等に伴い、適宜変更できるものとする。

６　広告等の放映

（１）　放映する広告の内容については、「光市有料広告掲載取扱要綱（平成２２年光市告示第２１号)」及び「光市有料広告掲載基準（平成２２年光市訓令第４号)」を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。

（２）　事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、事前に本市の審査を受け、承認を受けなければならない。

（３）　行政情報の放映については、市から提供する素材に基づき作成し、広告と組み合わせて放映すること。

（４）　放映時間はシステムの稼働時間とする。

（５）　広告については、モニターによる放映のみとする。

７　設置事業者の負担

（１）　費用負担

ア　事業者は、システムの設置、撤去、運営、保守点検及び維持管理に必要な経費（運営に係る消耗品を含む。）並びに広告主の募集、広告の制作、放映、その他本事業の実施に要する費用の全てを負担する。

イ　市庁舎の改修等に伴い、システムに係る機器の移設等が生じた場合、それらに係る費用は事業者が負担する。

ウ　発券機の発券画面に表示する業務名の変更、各種機器の設定変更が必要な場合、速やかに対応できる体制を整えること。なお、これに係る費用は無償とすること。

（２）　保守点検及び維持管理

ア　事業者は、システムの運用に支障が生じないよう定期的に保守点検等を行うこと。

イ　事業者は、システムが毀損、汚損又は消失したときは、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

（３）　緊急時の対応

ア　事業者は、緊急時等に速やかに連絡を取ることのできる体制を構築すること。

イ　事業者は、システム等に不具合が生じた場合、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。また、そのための体制を構築すること。

（４）　研修等の実施

ア　システムの操作マニュアルを作成するとともに、職員に対し研修を実施すること。

イ　機器の使用方法等に関し、利用する職員からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

８　その他

（１）　広告料、電気料金等を本市に支払うことができる場合は、その金額を企画提案書に明示するものとする。

（２）　事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。

（３）　事業者は、システムの設置及び広告の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（４）　市は、事業者が契約書の規定に違反していると認めるときは、契約を解除し、システム等の設置を中止するものとする。

（５）　事業期間内であっても、庁舎レイアウト変更、組織機構見直し又は社会情勢の変化等により、設置場所の変更、機器の増減又は広告の全部若しくは一部の放映を中止することがある。

（６）　仕様書等に定めのない事項については、本市と事業者との協議により決定するものとする。